

附属書六（第七章関係） 第七・七条の規定に関する最恵国待遇の免除に係る表

日本国の表

分野	第七・七条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物 利用運送 サービス	<p>海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府による登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け、又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。</p> <p>注 「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送との組合せによる貨物運送サービスであつて、複合運送の事業者（日本国の特定の約束に係る表における海上</p>	<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従つて検討される。</p>	<p>注 免除の必要性を生じさせている状況（注） この欄の記述は、明瞭性のための情報であり、約束の一部を構成するものではない。</p> <p>バングラデシュにおいて、海上貨物利用運送サービス（複合運送サービスに関連するサービスを含む。）を提供するための十分なアクセスが日本国の者に与えられることを確保する必要がある。</p>

<p>エネルギーに係る</p>	<p>国際海上 運送サービ ス（旅客及 び貨物の運 送サービス を含む。）</p>	
<p>電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第七・二条(o)(iii)の規定に基づいて提供す</p>	<p>日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているときは、対抗措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>(a) 日本国内の港への入港</p> <p>(b) 日本国内の港における貨物の積み込み又は取卸し</p>	<p>運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈に定義するもの）が宅配の形で提供するものをいう。</p>
<p>無期限</p>	<p>この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。</p>	
<p>エネルギーの効率的かつ安定的な供給を確保する必要がある。</p>		<p>日本国の船舶運航事業者がバングラデシュにおいて不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。</p>

野 全ての分	野 全ての分	漁業に關連するサービス	サービス
<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出の要件及び審査の手續は、日本国において投資を行おうと</p>	<p>日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>日本国の領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に關連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p> <p>(a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給</p>	<p>るサービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。</p>
無期限	無期限	無期限	
<p>日本国の安全保障を確保する必要がある。</p>	<p>日本国の領土保全及び安全保障を確保する必要がある。</p>	<p>る。 漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。</p>	

する外国投資家について適用する。ただし、次のいずれかの場合に限る。

(a) 外国投資家が行おうとする投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある場合

(b) 外国投資家が、日本国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約（注）第二条bの規定に基づき留保を付しているものに含まれる業種に対して投資を行おうとする場合

注 この留保事項の適用上、「経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約」とは、千九百六十一年十二月十二日に経済協力開発機構理事会によって採択された資本移動の自由化に関する規約（その改正又は修正を含む。）をいう。

投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。